

敦賀市文化協会ホームページ運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、敦賀市文化協会（以下運営者という）がインターネット上で管理運営するホームページ（以下HPという）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 HP利用するに当たっては個人情報、著作権等の保護に努めるとともに、加盟団体及び会員から提供される情報を公開し、文化芸術活動を支援することを目的とする。

(資 格)

第3条 本規則は、情報の掲載を希望する者（以下申請者という）が、運営者への情報掲載を申請した時から適用する。申請者は、加盟団体及び会員並びに運営者が特別に認めたものに限る。

2. 敦賀市文化協会を退会した者は第5条の規定に係わらずHPからの情報を削除する。

(情報の掲載)

第4条 申請者は、本規則を承諾の上、掲載情報及びその他の必要事項を所定の申請用紙に記入し運営者に申請する。

2. 運営者は、原則として申請情報をそのまま掲載する。但し、申請情報の掲載が第5条の規定により不相当と運営者が判断した場合には掲載しない。

(掲載の基準)

第5条 運営者は、HPへの情報掲載が下記のいずれかに該当するおそれがある場合には禁止・制限をする。また、掲載後であっても運営者は申請者に事前に通知することなくHPへの情報掲載を停止又は削除することができる。

- (1) 言語、表現方法、内容等、他人の名誉又は人権を侵害する表現である場合
- (2) 営利目的で利用する場合
- (3) 事実誤認、虚偽または誇大である場合
- (4) 法規及び公序良俗に違反する場合
- (5) その他、運営者が不相当と判断する場合

(変更・停止)

第6条 運営者は、必要と判断した場合は、申請者に事前に通知することなくHPのデザインやシステム等の一部及び全部を変更・中断することができる。

2. 申請者は、自己の掲載情報について書面により運営者に届け出ることにより、その一部又は全部を変更及び停止することができる。
3. 運営者が申請者に事前通知することなく変更・停止を行なったことにより申請者が損害を被った場合、運営者はその責任を負わない。

(権利の帰属)

第7条 本会HPに関する権利は敦賀市文化協会に帰属する。

(損害賠償の責任)

第8条 申請者は、本規則に違反し又は情報を掲載することに関して運営者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。

2. 申請者は、本規則に違反し又は情報を掲載することに関して第三者とのトラブルが発生した場合は申請者自身で速やかに解決し運営者に損害を与えないこと。
3. 運営者は、HPへの情報掲載、変更、中止及び中断することに関して申請者や第三者が損害を被った場合においても責任を負わないものとし一切の損害賠償の義務も負わない。
4. 天災及びネットワーク障害等によって発生した損害について責任を負わない。

その他

付 則

この規則は令和3年4月17日より実施する。

令和 年 月 日

敦賀市文化協会長 殿

申請者 団体名

代表者

敦賀市文化協会ホームページ情報掲載申請書

敦賀市文化協会ホームページに下記のとおり新規情報掲載をしたいので申請します。

記

依頼件名	
依頼内容	
掲載指定日	年 月 日以降
削除指定日	年 月 日以降
添付資料	
連絡先	担当者
	住所
	電話番号
備考	

原稿は電子データで提出してください。

掲載日や削除日の指定がない場合は、事務局に一任させていただきます。